

京都市上下水道局告示第55号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成21年3月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市伏見区榎町787番地2

水谷設備

水谷 真吾

2 変更事項（営業所の変更）

京都市伏見区黒茶屋町648番地10から京都市伏見区榎町787番地2に変更

（上下水道局下水道部管理課）